令和６年１２月吉日

（事務連絡）

　施設利用者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（公財）佐世保市スポーツ協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　施設管理グループ長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　柳 武 浩 之

施設利用申込みに伴うお願い

　日頃より、当協会が管理する運動施設のご利用有り難うございます。

　さて、みだしの件につきまして、下記のとおりお願い申し上げます。

記

１　日程調整会後の利用申請につて

　　日程調整会を経て、次年度の各施設の利用予定については、**必ず利用月の2ヶ月前迄**

に各施設様式に基づき、『利用許可申請書』を提出して下さい。

　日程調整において各施設の利用予定が決定しても、利用許可申請書が提出され許可とな

らなければ、利用出来ませんのでご注意下さい。

なお、2ヶ月前迄に利用許可申請書の提出が無い場合、提出のお願いについてご連絡を

させて頂いておりますが、それでも提出が無いのが現状であります。

つきましては、予約システムの日程関係上、各施設の仮予約状態を抹消し、一般利用者

へ利用申し込み可能な状態にさせて頂く場合もありますのでご了承下さい。

２　利用申請後の利用の中止について（添付　条例・規則抜粋）

　　佐世保市の条例に基づくと、利用料金は基本前納となっているため、利用を中止された

場合、規則に基づき既納の利用料を還付するという流れが原則かと思われます。

　しかし、現況としましては利用料を利用日以前に既納されるという事はありません。

　今後は、規則に基づき利用料を既納されていたと取り扱う事とし、中止の申し出のあっ

た日により還付するべき金額を差し引いた金額を請求させて頂く場合もありますので、不

必要な利用申し込み及びそれに伴う中止はご遠慮下さい。

以　上

【抜粋】

**佐世保市総合グラウンド条例**

（利用料金の納入）

**第５条**　グラウンドの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、グラウンドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

２　利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下同じ。）は、[別表１から別表３まで](javascript:void(0);)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

３　指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の還付）

**第８条**　既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

**佐世保市総合グラウンド条例施行規則**

（利用の中止又は変更）

**第５条**　利用者は、グラウンドの利用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに総合グラウンド利用中止（変更）届出書を指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

**第10条**　[条例第８条](javascript:void(0);)ただし書の規定より、既納の利用料金を還付する場合の要件及びその還付率は、次の各号に定めるところによるものとする。

(１)　天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由によりグラウンドを利用することができなくなつたとき。　全額

(２)　利用許可を受けた者が利用の日から30日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当の理由があると認めたとき。　８割

(３)　利用許可を受けた者が利用の日の29日前から15日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当の理由があると認めたとき。　６割

(４)　利用許可を受けた者が利用の日の14日前から３日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当の理由があると認めたとき。　５割